

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和4年6月28日 開会時間・午前・午後 9時33分 閉会時間・午前・午後10時05分
出席者	原 一郎 毛利 廣次 南谷 清司 栗津 明 野口 佳宏 豊島 保夫	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	石黒副市長 橋本総務部長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 追加議案について ○ 議事運営について ○ その他 	

【開会＝午前9時33分】

原委員長

おはようございます。始めに、事務局長より。

議会事務局長

本日は最終日でございます。本日の会議は9時50分終了目標でよろしく願いをいたします。事務局からもう一つお願いがあります。追加議案につきましては、議場で配布をさせていただきます。この会議終了後、回収させていただきますので、メモ等は別紙にてお願いいたします。以上です。

原委員長

本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしく願いをいたします。

本日の審議事項はお手元に配付した通り、追加議案についてであります。追加議案について執行部から説明願います。

副市長

本日議決をいただいた後にさらに追加議案のご審議をお願いすることとなりましたので、説明の程させていただきます。

付議する案件といたしましては、令和4年度補正予算1件でございます。

それでは追加議案の(2)の議案書に従って説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。「議第42号 令和4年度羽島市一般会計補正予算(第4号)」についてであります。9782万8000円を増額し、総額を231億6603万7000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、給食費負担軽減補助事業及びごみ出し支援事業等でございます。財源といたしましては、基金繰入金を充てるものでございます。以上、今定例会でご審議をお願いいたします追加議案につきまして、その概略を説明させていただきました。補足で少し説明をさせていただきます。一応、今回の補正予算の財源につきましては、基金繰入金を充てるものでございますが、これは国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただく予定となっております。ごみ袋等につきましては、指定のごみ袋を全世帯に対しまして、大10枚、中10枚をゆうパックで全世帯に9月末までに配布するという予定をしております。また、給食費等につきましては、保育園、

<p>原委員長</p>	<p>認定こども園、幼稚園、あるいは小学校中学校等の給食費等を12月までの5カ月間を無償とするということをさせていただきたいというふうに考えております。また、5ページにあります小学校の学校管理費の中で、水泳事業の委託と施設改修等につきましては、小熊小学校のプールろ過ポンプ機を急遽修繕するということとなりました。その修繕費と、それに伴いまして、児童の水泳授業を民間委託するということでの134万7000円の委託を見込んでおるといふことでございます。以上でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(特になし)</p>
<p>原委員長</p>	<p>執行部は退出していただいて結構です。</p> <p>(執行部退席)</p>
<p>原委員長</p>	<p>続きまして、追加議案等の取扱い及び議事運営について、事務局長説明願います。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>それでは、本日の追加議案の取り扱い及び議事運営について説明いたします。まず初めに、諸般の報告として土地開発公社及び地域振興公社の経営状況の説明書が提出されたことを報告していただきます。次に、議会運営委員会の委員長報告をしていただき、引き続き議題として現在審議中の案件について採決まで行いますので、付託案件の委員長報告を願い、委員長報告に対する質疑を行ったあと、討論、採決まで進めていただきます。その後、先ほど副市長から説明のありました追加議案「議第42号 令和4年度羽島市一般会計補正予算(第4号)」を日程に追加、説明、質疑、委員会付託を省略し、討論、採決まで進めていただきます。</p> <p>この本会議終了後の会議について説明をさせていただきます。本会議終了後、第1委員会室において全員協議会、議会運営委員会を開催し、引き続き議会改革特別委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
<p>原委員長</p>	<p>局長から説明のあった通り進めたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>

原委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ではその通り取り計らうことにいたします。 その他何かありますか。</p>
原委員長	<p>(特になし)</p> <p>議長さん、何かありましたらお願いします。</p>
南谷議長	<p>私から2点について提案いたします。まず、定例会の定例会会議日程につきまして、一般質問3日目の翌日を議案質疑としておりますが、議事の準備の関係で休会を1日挟み、設定したいと考えております。よって一般質問3日目、その翌日は休会、議案質疑、総務委員会、予算決算委員会の順にしたいと考えております。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、一般質問の通告は申し合わせにより、定例会初日の14時までに提出いただき、16時までの間に通告内容の審査を行い、執行部にお知らせしております。審査の時間的關係から通告書提出時刻を変更した経緯はありますが、依然全てを審査整理するだけの時間的余裕がない状況にあります。そこで、一般質問通告書の事前審査をはいかがでしょうか提案をいたします。定例会初日前の議会運営委員会前日を通告書の事前提出の期限として、初日前の議会運営委員会終了後に正副議長及び正副議運の委員長で事前審査を行い、不備があれば連絡し、修正をお願いし、修正していただいた正式な通告書の提出、くじ引きで発言順序を決めていただくのはこれまで通りといたしたいと思っております。事前審査の取り扱いについて協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
原委員長	<p>議長からお話ありました通告書の事前審査について、1人ずつお話していただければと思っております。栗津委員から。</p>
栗津委員	<p>議運は何日前に。</p>
南谷議長	<p>議運は初日4日前に議運がありますので、5日前までに提出いただいて、議運の終了後に以前と同じように、議長、副議長、議運の委員長、副委員長で審査を行って、不備があったら連絡して訂正していただくということにしたいと思っております。</p>

粟津委員	<p>それについては賛成です。それについて確認なんですけど、先日の山田議員のときのことなんですけれども、これがいわゆる通告を認めた段階で議長が質問を許可したのか。そこら辺の見解というのをしっかりとやっていかないとトラブルになると思いますので、そこら辺しっかりとやっていかないと、すぐにはできないかもわからないけど、また調査してから。</p>
南谷議長	<p>通告は認めておりません。出されたやつに対して変更していただけないかという連絡をして、連絡しても変更していただけなかったのものでそのまま。</p>
粟津委員	<p>そこら辺が曖昧でなかったかなと思っております。一応正式に発表した段階で市民の方はみんな認知していると、了解しているということで。</p>
原委員長	<p>粟津委員すみません、ちょっと詳細はまた後日。</p>
粟津委員	<p>そこら辺のことも少し詳しく勉強していただいて、時間を割いて、また開いていただいても結構ですが、やってください。</p>
原委員長	<p>野口委員お願いします。</p>
野口委員	<p>賛成です。</p>
南谷清司委員	<p>一般質問は議案とは直接関係ないとは言いながらも、議案がわかる前に通告書を出すということですよ。という感じで、承知しますけれど、賛成です。</p>
毛利委員	<p>南谷委員が言われるように、ちょっと被ることになってしまうかなと、議案のことを聞けないのに聞いてしまうこともあるかもわからんもんね。そういうことがちょっと懸念されるかなと思いますけど、賛成します。</p>
豊島委員	<p>議運の前ということで、それくらい前倒しされるその余裕というか、日程で、結局協議されるのは、今言われた議長、副議長、正副委員長で、それが終わってからと、その日のと言うように議長の言葉聞いたんですけど、そういう解釈ですね。ちょっと時間が相当前へ来ておるんですが、</p>

南谷議長	<p>最終的に協議されて、それから今までですと初日の2時ですが、その間というのは、その出したものはどういう状態に置かれるのか。</p> <p>執行部の方には連絡は行きませんので、今まで通り議長副議長、委員長、副委員長で協議をして、内容を検討して、これは訂正できませんかとか、いろいろ前もって事前に話をして、議会の初日までに通告書の訂正をお願いしたりするということです。</p>
豊島委員	<p>関連してですけど、市民の方にも公開しています。それは議会のルールで16時が決定ですね。16時以降に公開するというのは変わらないですね。</p>
南谷議長	<p>そうです。今まで通りです。</p>
豊島委員	<p>最後です。先ほど一委員さんからも出ていますが、議会によっては、一般質問と質疑が同時になっている議会も、1、2どころではない、多々見受けます。何が言いたいかという、先ほど委員さんも言われたように、議案というのがまだ初日、正式にご説明いただいていない段階ではその辺は少し懸念をするのが私の最後の意見で、こういうふうに議長が進められると言え、特にこれについて反対とかじゃないですが、そこはちょっと被る。</p>
原委員長	<p>大半はだいたいいいということで進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、もう1つ。</p>
南谷議長	<p>議長の私に自民クラブの栗津議員から副市長の議会での対応についての申し入れがありました。</p> <p>今6月議会において、私の一般質問に副市長は答弁せず、報酬金額は知ってみえますかとの逆質問は明らかに議員を侮辱した発言であり、また議会ルールを無視した答弁であります。よって、本会議での陳謝、釈明を求めるとともに、議事録削除を求めるとお願いいたします。という申し入れがありました。皆様のご意見をお聞きしたいと思います。</p>
野口委員	<p>侮辱かな、逆質問はルール違反か。反問権中じゃなかったか。覚えてない、人の質問。わからないです、議事録見ないとわからない。人の記憶なんて曖昧なので、はっきり</p>

	<p>言って。すみません。</p>
南谷清司委員	<p>議事録を精査させてもらわないとちょっとコメントできないです。</p>
毛利委員	<p>正確なことは言えないです。</p>
豊島委員	<p>記憶だけで私も言っていかなんですけど、反問権を行使ということは、副市長は発言をされていないと私は記憶しておりますので、反問権行使ではなかったと思っております。</p>
原委員長	<p>議事録を正確に見て。</p>
粟津委員	<p>こういうのは今議会で結論出ずに続けて継続できるのか。今会期中のことは今会期中にということを知っているんだけど。</p>
議会事務局長	<p>削除は今定例会中だけです。執行部が申し入れて削除してくださいと言わない限り削除はできない。</p>
粟津委員	<p>例えば今の例えば陳謝と議事録削除をみんなが決めてくれたらいつやるのか。</p>
議会事務局長	<p>執行部が削除してくださいと言わない限り削除はできません。議員さんは議長からの取り消し命令ができますけど、執行部に対してはできません。</p>
粟津委員	<p>陳謝は。</p>
議会事務局長	<p>陳謝をしてくれという申し入れはできますが、実際にやるかどうかは執行が決めること。</p>
粟津委員	<p>それならここで決めて申し入れてくれないと。今議会でやらなあかんのやろ。違うの。例えば今議会終わって閉会してから議運開いて陳謝しなさいと言ったところで出来ないわけやろ。</p>
豊島委員	<p>今まさに局長も言われたし、粟津委員も言われた通り、議会ルールに則り、本議会が終了、最後議長が閉会を宣言されたらもう何もできませんから、どうするかは今決めないといけないと思います。</p>

野口委員	確認できないですか。議事録というか、正式な議事録はまだ全然出来上がってないと思うんですけど。
原委員長	内容的になんですけど、ちょうど栗津委員が副市長に質問されたときに、その報酬の部分。
栗津委員	報酬いくらか知っとるかとか聞かれて、おろおろしてしまって、いくらだったか考えてしゃべったけど、後からもう一度見たら、そんなばかなことはあり得んわけです。報酬金額でも3月に全部策定して喋っているわけです。そのとき書類持っていなかったのはいかんですけど、そんなことはもう3月の時点でわかっているはずなんです。例えば我々の質問に対しての答えじゃなく、逆に質問していることは、これはルール違反だと私は思うんですけど、それがしっかりとわからない。逆に質問したのは事実なので。これはルール違反じゃないかということです。
議会事務局長	ルール違反は確かなんですけど、その時に議長が当然そこで止めないといけなかったというところが、これが進んでしまったということもありますし、議員さんのほうもこれは質問ですかという問い合わせもなくお答えになられて進んでいってしまったというのが事実です。だから双方がルールを無視した議事運営をされたということは言えるのではないかと。
栗津委員	それなら陳謝しないと。
野口委員	そんなことを言い出したら、羽島市の一般事務じゃない云々という質問内容だったんですよね、質問の根本が間違っているんだったら。
原委員長	通告書が来た時に議長から栗津委員のほうにこれはというのを説明しているのを私聞いていたんですけど。
栗津委員	3月にやったのと一緒。
南谷議長	一般事務と違うので取り下げてくださいという。
栗津委員	違うならなんで山田議員のときのように止めないの。山田議員の時は止めて。

原委員長	栗津委員は違う質問をされるとそのとき電話で言っていたと思うんですけど、こう質問されると。
栗津委員	今言うのは、一般事務の質問じゃなかったということでしょう、議長が今言ったのは、私の質問が一般事務に当たっていないということでしょう。
南谷議長	一般事務にあたっていない。
栗津委員	あたっていないということならなんでそのときに止めないの。こんな話はないよ。なんで山田議員のときは止めてなんで私のときには止めないのか。
南谷議長	知ってみえますかという逆質問は侮辱発言とは。
栗津委員	議会はルールと言っているでしょう、それを守ってください。そうすれば私は何も言わない。しっかり審査して。
原委員長	マナーというか、そんな侮辱というところまでは当たらないと思います。やりとりを見ていて。
栗津委員	それは思いでしょう。
原委員長	思いです。
栗津委員	原委員それは自分のことじゃないから、私は支援者からも言われているので、それで私ももう一遍見直したんですよ。そのとき私も初めてだったので、わからなかったんだけど、それから事務局長、何日も前から口頭ではしていたでしょう。この話は、文書では出していないけれど、もう一遍見ないととっていたんだけど。
議会事務局長	公社の理事長の話は一般事務外です。
栗津委員	一般事務外なら止めないと、議長そのときに。
議会事務局長	どういう質問をされるか、質問を聞いてみないと。
栗津委員	山田議員のときだってそれならなんで質問させるの。

議会事務局長	完全に違う質問をされたので止めました。
粟津委員	そんな行き当たりばったりではいかん、しっかりやらんと、議会がばかにされる。
議会事務局長	違う質問をされると言われたのにそのままの質問をされたのは粟津委員ですよ。
粟津委員	それなら一般事務に当たらないと言うでしょう。
議会事務局長	山田議員は書いたそのままを発言されたので、やめるとは言わずにやると言われて止めた。
粟津委員	私も書いた通りやっているだけ。
議会事務局長	いや、変えると言われましたよね。
原委員長	私も聞いていました、変えると言われました。
粟津委員	変えるというのは3月と同じような質問じゃなくて、ちょっと変わるに決まっている。3月と同じ答えしかできませんよと言われたので、こっちの聞き方が違うので、同じ答えなら同じ答えで結構ですよを私は言ったんです。
原委員長	ちょっともう時間になります、本会議の。
粟津委員	この問題どうするの、途中で終わるの、これ大問題だと思うよ。議長は一般事務に当たってないと言う、これを。
豊島委員	さっきも申し上げましたが、今議会で市長が1回反問権をいう言葉を明快に言われました。副市長は私の記憶では聞いておりません。そのへんのところを侮辱とか陳謝どころ、そういう強い言葉ではなくて、逆質問というか、権利は反問権あるんです。あるけど、そういうことを言われなかったのは調べれば、確か言って見えないはずですよ。
原委員長	ただ直接言っているのか、それとも知っているかの前振りで言っているのか。
粟津委員	議会ルールを無視したというのは事実なんですよ。無視したということなら。

南谷議長	あのときの副市長の言い方は金額を知っていますかというそんなきつい言い方ではなしに、ご存じですかという感じだったので、別に私は止める必要はないと思って。
粟津委員	ルール違反でしょと言うの、結局は、質問中に聞くというのは手を挙げて反問権と言わないといけないんじゃないのか。
南谷議長	反問権まではきつい言い方ではなかったもので、別に反問権でも。
粟津委員	でも質問している、きつい言い方をしたら反問権なのか、そんなこと言ったら、中途半端で来ているからいかん。
南谷議長	あのときの言い方は反問権どうのこうのじゃなしに。
粟津委員	言い方の問題、そんな規定あるの局長、執行部からの質問の時は規定があるの。議員が質問しているときに途中で逆に議員に対する質問の規定はあるのか。
議会事務局長	反問権という言葉を使って、
粟津委員	反問権なしに質問はできない。
原委員長	確認ですよ、粟津委員に知っていますかという確認だと思います。
粟津委員	確認じゃなくて質問でしょう。
原委員長	確認だと思います。
粟津委員	そんなこと私が知っている知っていない関係ない。
原委員長	確認だと思います。
粟津委員	知っている知っていない関係ない、確認してもらわない必要ない、ましてや3月にこの金額はそう言っている、しっかりと、私もしっかり言葉でしゃべっている、確認してもらわない必要ないでしょう。新規のことなら別だけど。一遍全協で聞いてくれ、そんなこと言うなら。

原委員長	質問ではなくて確認だと思います。
栗津委員	確認なんて言うのはあり得ない。そんな確認なんてどこにあるの。確認という言葉は出していたか。
後藤副議長	今問題になっているのは、副市長の発言が反問権に当たるかどうかというところだけだと思いますので、この部分はやはり議事録を精査しないと、これが反問権なのかそうではないのか、応答に対する中のあれなのかというのはやはり議事録をきちっと精査して、反問権に対しては後できちっとり議事録を精査して決めた方がいいと思いますし、今栗津議員が言われたように、一般事務に当たるかどうかはまた別の話なので、栗津議員の発言が一般事務に当たるとかそれはまた別の話なので、あのこと自体が反問権かどうかということは議事録をきちっと精査した上で、副市長に対して注意なり、勧告なりする形を取るべきだと思います。
豊島委員	副議長と私も全く同意見で、さらに付け加えれば、今議会中にこれは、くどいようですが、議長が閉会を宣言したら議会は終わってしまいますから、その間に精査していただければ、全くその通りだと思います。後藤副議長のご発言と一緒にです。
野口委員	議事録と言いますが、できるんですか。議事録を精査するんですよ。正式なものということですね、議事録ということは。
原委員長	栗津委員と副市長のやりとりを一度起こしていただいて、精査というか確認させていただいて、報告という形で。
栗津委員	報告はいつするの。
原委員長	ちょっと精査してから、今はちょっと時間的には。
栗津委員	閉会前にやるということでしょ。
原委員長	閉会前には報告ということですよ。以上です。では終わります。

	【閉会 = 午前 10 時 05 分】
--	---------------------